

日時・場所	平成28年9月20日（火） 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、川端教育長、立入議会事務局長、寺田政策調整部長、大藤政策調整部政策監、遠藤総務部長（代理：竹中次長）、上田市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長（代理：高橋次長）、白井環境経済部長、藤池教育部長、野玉会計管理者、服部広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- ・ 障害者差別解消法が4月から施行されたが、現在市では、大きな枠組みを作った上で、具体的にどのように差別解消に取り組んでいくかについて検討している。差別解消は、障がい者の権利擁護と一体となった大きな枠組みの中で取り組むべきである。いわゆる対応要領となるマニュアルが国から示されているが、マニュアルは取扱説明書で機械などの説明が一般的である。障がい者は「人」であり、マニュアル対応になると言い方は悪いが「もの」扱いになってしまう。障害者差別解消法を狭い視野で捉えるのではなく、障がいのある人が健全に社会参加することで権利擁護が実現できるという大きな枠組みの中で捉えること。
- ・ 行政サービスというと、これまでは許認可、道路・治水等の土木事業等が大きな要素を占めていたが、現在は、生活困窮者、子育て、高齢者の自立支援等、「支援」が大きな要素を占めている。自助・共助・公助といわれるが、共助には友人・親戚・隣人・自治会等による助け合い、公助には市役所が行う公共サービスなどがある。共助の場合は支援をし合うことでお互いが謙虚な気持ちになれるが、公助の場合は「助け合い」という概念がなく、公が一方的に支援をする立場となるため、往々にして目線が高くなり、市民に対し恩恵的に公共サービスを提供しているという意識に意図せずなってしまうがちな点であるので注意すること。公助であっても、納税をはじめ、市民の協力があるからこそ公共サービスが成り立っているという原点を忘れないこと。

2. 報告事項

① 野洲市病児保育事業（病児・病後児対応型）の実施（運営）について

〔所管：健康福祉部〕

野洲市病児保育事業については、平成29年4月に施設が整備されるが、開業までの準備に1ヶ月程度要することから、事業は平成29年5月15日に開始予定である。その病児保育事業の運営にあたり、対象児童、設備関係、利用時間及び開所日等の内容を要綱に定めるべく、実施（運営）内容の整理を進めている。

→対象地における文化財調査の必要性の有無を明確にした上で、必要となった場合の費用負担者、スケジュールへの影響等について整理しておくこと。

3. 協議事項

なし

4. その他伝達事項

- ・ 政務活動費について、ある市議会議員と専門家との顧問契約に基づく顧問料の支払いが調査研究及び調査委託に関する経費と異なり、実質的に人件費雇用とも解釈できる可能性があるため、法の趣旨、条例等に照らし検証の上、適正に対処していただくよう、文書により議長宛て依頼した。本日記者会見において情報提供する。
- ・ 平成28年度臨時福祉給付金の申請書を書類不備により返送したものの内、郵便局による誤配が1件あり、誤って開封されたため、個人情報が出た。本日付けで報道機関に情報提供する。なお、封筒には住所を確認してから開封していただくよう注意喚起の記載があるが、非常に小さく分かりにくい点改善を検討する。
- ・ 整備中の新野洲クリーンセンターの試運転中に発生したばいじん処理物等から受入基準値を超過した水銀が検出された件について、原因は建設業者であるエスエヌ環境テクノロジー(株)の現場作業員が適正な運転操作や対応を行っていなかったという人為的な問題であったとのことであり、情報共有しておく。
- ・ 台風の接近に伴い、水防体制への協力を願う。

5. 次回部長会議

9月26日（月）8時45分～ 庁議室